



私たちの手できれいなまちに 環境美化マナーアップ キャンペーンを実施します

市では、東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例により、市民・事業者の皆さんと共にまちの美化活動に取り組んでいます。皆さんのご理解と協力をお願いいたします。



ポイ捨てなどの防止

たばこの吸い殻、チューイ

キャンペーン日程

環境美化マナーアップキャンペーンを5月8日(水)・16日(木)に実施します(下表参照)。市環境美化推進員と一緒にキャンペーン活動を行っていただける方を歓迎します。当日直接集合場所へお越しください(雨天の場合は中止)。

また、今年「スポーツ祭東京2013(国体)」が開催され、東久留米市は「山岳競技」の会場となります。きれいなまちで国体を迎えましょう。

同禁止区域は左図の通りです。路面上に左のシールなどで表示しています。

路上喫煙の規制

路上喫煙を規制し携帯灰皿の使用を求め、特に人通りの多い東久留米駅周辺を終日路上喫煙禁止区域に指定しています。

などの行為を禁止しています。



「路上喫煙禁止区域」は、このようなシール(左図)で、路面に表示します



みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金事業

環境美化マナーアップキャンペーン活動日程

日程	活動場所 (集合場所)	活動時間 (集合時間)
5月8日(水)	東久留米駅周辺 (東久留米駅西口ひろば)	午前7時～8時 (午前6時50分)
	滝山交番周辺 (滝山歩道橋南側)	午前10時半～11時半 (午前10時20分)
5月16日(木)	東久留米駅周辺 (東久留米駅西口ひろば)	午後7時～8時 (午後6時50分)
	滝山交番周辺 (滝山歩道橋南側)	午後3時～4時 (午後2時50分)

25年度憲法週間行事 「講演と映画の集い」を開催します

5月の憲法週間にちなみ、幅広い市民が気軽に参加することにより、憲法が保障する基本的な人権思想の普及・啓発を図り、人権に関する正しい理解と認識を深めることを目的に「講演と映画の集い」を開催します。気軽にご参加ください。

主催は東京都人権啓発ネットワーク協議会(都、東京法務局、東京都人権擁護委員会連合会、公益財団法人人権擁護協力会、港区、港区教育委員会。協賛は公益財団法人東京都人権啓発センター)。

【日時】5月14日(火)午後1時半～5時

【会場】赤坂区民センター区民ホール(赤坂コミュニティプラザ内。地下鉄大江戸線「青山二丁目」4番出口または地下鉄丸の内線「赤坂見附」A出口から徒歩10分)

【内容】元シンクロスイマーでスポーツ・教育コメンテーターによる講演、映画の鑑賞、質疑応答、ミニコンサート。

【対象】市民、企業関係者、行政職員ほか

詳しくは都総務局人権施策推進課 ☎03・5388・2588(ファクス03・5388・1266)、東京法務局人権擁護部 ☎03・5213・1365、港区人権男女平等参画担当 ☎03・3578・2025へ。

緑の募金にご協力ください

5月4日は「みどりの日」です。市では、5月を緑の募金活動月間として募金箱を設置し、募金への協力をお願いしています。

お寄せいただいた募金は、森林整備事業、緑化の推進、啓発などの活動のほか、海外の森林復旧、被災地での緑化支援などに役立てられます。

【募金期間】5月1日(水)～31日(金)

【設置場所】環境政策課(市役所5階)

詳しくは同課みどり公園担当 ☎470・7753へ。

第65回防犯少年野球大会 参加チームを募集します

東久留米市防犯協会が主催する恒例の防犯少年野球大会が、今年も開催されます。野球を通じて少年の健全育成を図り、非行を防止することを目的とする野球大会です(昨年の参加は34チーム)。今年も多くのチームの参加をお待ちしています。

【日程】7月13日(土)・14日(日)・15日(祝)。予備日20日(土)

【会場】滝山球場、白山球場、第七小学校校庭

【試合方法】Aグループ(中学生)、Bグループ(小学生5・6年生)、Cグループ(小学生4年生以下)に分け、グループごとのトーナメント戦

【参加費】1チーム3000円(抽選会当日に集金)

【組み合わせ抽選会日程】6月23日(日)午後6時から、中央図書館視聴覚ホールで。監督会議も同時に実施します

【注意】抽選会には各チーム監督またはコーチが必ず出席を(選手や子供連れば遠慮ください)。なお、青少年育成成功者表彰の事績調査も当日提出してください

申し込みは6月1日(土)までに(必着、防犯犯課(市役所2階)で配布する所定の申込用紙に必要事項を記入の上、同課へ。詳しくは同課防犯係 ☎470・7769へ。

自転車安全利用 TOKYOキャンペーン

5月1日(水)～31日(金)に実施

5月1日(水)～31日(金) 車安全利用TOKYOキャンペーンは、自転車の交通ルールを広く周知するため、警察署および関係団体と連携して「自転車安全利用五則」を守りましょう。

①自転車は、車道が原則歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る。飲酒運転・二人乗り・並進は禁止。夜間はライトを点灯。交差点での一時停止と安全確認・信号順守

⑤子どもはヘルメットを着用、交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう。

詳しくは都市計画課街路交通係 ☎470・7768へ。